

入 札 の 心 得

- 1 同一事項の入札は、3回までとする。ただし、予定価格を事前に公表したものについては、1回とする。
- 2 入札書を提出後は、書換え、引換え又は撤回できない。
- 3 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。
- 4 再度の入札に係る価格が初度入札の最低価格（無効入札による場合を除く。）を上回る入札は、落札の意思のない入札として以後の入札に参加させない。
- 5 次の場合の入札は無効とする。
 - (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項に規定する者のした入札
 - (2) 地方自治法施行令第167条の11第2項の規定により定めた資格を有しない者のした入札
 - (3) 所定の日時までに入札保証金を納付しない者のした入札（免除した場合を除く。）
 - (4) 記名押印のない入札
 - (5) 入札書記載の金額、氏名その他の事項が確認できない入札
 - (6) 入札書記載の金額を加除訂正した入札
 - (7) 委任状を持参しない代理人がした入札
 - (8) 入札者又はその代理人が、同一事項に2通以上の入札をした入札
 - (9) 談合その他不正の行為があったと認められる入札
 - (10) 2人以上の代理をした者がした入札
 - (11) 予定価格を事前に公表したものについて、その入札書比較価格を上回る入札
 - (12) 最低制限価格の入札書比較価格を下回る入札
 - (13) 工事費内訳書の提出を求めている場合、入札時に工事費内訳書が提出されていない入札及び提出された工事費内訳書に以下の不備がある入札
 - ① 商号又は名称並びに住所及び工事名が確認できないもの
 - ② 直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の合計が、工事価格及び入札書記載の金額と同額でないもの
 - ③ その他明らかな不備があるもの
 - (14) 前各号に掲げる場合のほか、入札に関する条件に違反した入札
- 6 入札参加者が連合し、不穏な行動をなす等、適正な入札ができないと認められる場合は、入札を延期し、又は中止することがある。
- 7 工事又は製造の請負契約で低入札価格により、契約の内容に適合した履行がされず、又は契約の締結が公正な取引の秩序を乱すおそれがあると認められる場合は、落札者としなないことがある。
- 8 初度入札に参加しなかった者及び無効となる入札をした者は、再度の入札に参加できない。
- 9 当該入札について参加者が1人の場合には入札を中止することがある。
- 10 積算疑義申立て期間経過後、当該積算に係る申立てを行うことはできない。
- 11 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。
- 12 議会の議決に付すべき工事若しくは製造の請負契約又は物品の購入契約については、落札後仮契約を締結し、議決を経た後本契約を締結する。仮契約締結後、議会の議決までの間に落札した者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、仮契約を解除する。

(無効入札)

お願い 入札中は、私語を慎んでください。また、喫煙及び携帯電話は禁止します。